

平成二十五年十一月一日受領  
答 弁 第 一 一 九 号

内閣衆質一八五第一九号

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員中根康浩君提出待機児童解消に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出待機児童解消に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「待機児童」とは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十条第一号に規定する保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものである。

二について

政府としては、待機児童解消加速化プランにおいて、待機児童の有無にかかわらず、消費税財源を活用し、潜在的需要も含めた保育需要に対応する意欲のある地方公共団体を、支援することとしている。

三について

政府としては、保育の量的拡充のみならず、保育の質的な改善についても消費税財源を活用する方向で検討してまいりたい。